



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

訓 令

- 県民投票推進課設置規程（行政管理課） 1

訓 令

沖縄県訓令第21号

知 事 部 局

県民投票推進課設置規程を次のように定める。

平成30年11月 1 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

県民投票推進課設置規程

(設置)

第 1 条 辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例（平成30年沖縄県条例第62号）に基づく県民投票（以下「県民投票」という。）に関する事務を円滑に処理するため、沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）第9条の規定に基づき、知事公室に県民投票推進課を置く。

(所掌事務)

第 2 条 県民投票推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県民投票に関する総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 県民投票に関する関係機関、関係団体等との連絡調整に関すること。
- (3) 県民投票の広報、宣伝等に関すること。
- (4) その他県民投票の実施に関すること。

(職制及び職務)

第 3 条 県民投票推進課には、課長その他の職を置き、その職務については、沖縄県行政組織規則第249条の規定を準用する。

(専決及び代理決裁)

第 4 条 課長は、沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）第8条の規定の例により専決することができる。

- 2 課長が専決することができる事項については、沖縄県事務決裁規程第13条第3項の規定の例により課長があらかじめ指定したものについては、課長があらかじめ指定した者が代理決裁することができる。

附 則

この訓令は、平成30年11月 1 日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階</p>
---	--